

基盤環境委員会

付託議案の審査

◆議第85号

高山市特定市営住宅管理条例の一部改正《中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅(21戸)の低所得者向けの公営型特定市営住宅への変更、特定市営住宅の廃止(3戸)》

※議案審査にあたり現地調査を行い、廃止予定の2戸の住宅の現状を確認しました。



有効活用を図る丹生川町折敷地若者定住団地

問この時期に条例を改正した経緯は。

答空き室等の有効活用をとの声をふまえ、これまで関係機関である国土交通省と協議を行ってきた。その協議が整ったため、今回、条例改正となった。

問特定公共賃貸住宅の一部を新たに設けた公営型特定市営住宅に切り替える理由は。

答特定公共賃貸住宅は、入居率が49%で、所得要件もあり、空室が多い。所得要件を緩和して門戸を広げたい。

問廃止する住宅の今後の取り扱いは。

答新規就農者や定住希望者への売却を関係機関と連携しながらすすめる。

問民間賃貸住宅との供給バランスについての考え方は。

答市としては、高山地域は民間賃貸住宅があるため、低所得者への対応、支所地域では民間賃貸住宅が少ないため、幅広い対応が必要である。

◆議第87号

高山市水道水源保全条例

(水道水源の水質と水量の保全のため新たに制定)

問森林買収を外国資本がすすめている事例が本市ではあるのか。

答把握していない。

問水源地域の指定予定地は。

答81箇所を予定している。

問地域指定される土地所有者等との調整は。

答指定する地域を示して縦覧する。意見等があれば審議会で審議する。

問審議会のメンバー構成は。

答環境汚染、地下水や水道の水質及び法律の知識を有する方を想定している。

問今後の予定は。

答3月までに地域指定の案を作っていくたい。

問周知方法は。

答広報やホームページに加えパンフレットを作成し関係者に配付する。

問農業用水は全て届出が必要か。

答河川法等の届出がしている場合は条例の対象外となる。



命の水の源を保全

分野別市民意見交換会の報告

前号で紹介できなかった意見交換会を報告します。

【6月18日】

高山管設備工業

協同組合：16名

◎テーマ

今後の上下水道の整備について

●主な意見

- 市が公表した公共施設白書において、水道施設の更新について多額の経費が示された。これに対応するため、また、人材の確保、後継者育成につながるような長期的な更新計画の策定を
- 組合独自で管路図面を作製しており、現場でタブレットにより図面を確認することができ、迅速な対応ができるようになった
- 第八次総合計画において耐震化率の目標としている35%は低い。全ての管を耐震化する必要はないが、



基幹管路や災害時の支援拠点となる施設の管路については、優先的にすすめるべき

●今後の水道整備について、市は組合との情報共有を図りながらすすめてほしい

※意見交換会の後、耐震管布設現場(下切町地内)を視察し、口径600mmの離脱防止機能のある铸铁管の構造等を確認しました。